

# 傷病者の意思に沿った 救急現場における心肺蘇生 (総務省消防庁)

# 傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生に関する検討部会（平成30年度）

- 委員 会田 薫子（東京大学大学院人文社会系研究科特任教授）  
 荒木 暁子（公益社団法人日本看護協会常任理事）  
 岩田 太（上智大学法学部教授）  
 岡 芹正美（公益社団法人全国老人福祉施設協議会研修委員長）  
 久保 富嗣（広島市消防局警防部救急担当部長）  
 久保野 恵美子（東北大学大学院法学研究科教授）  
 田邊 晴山（救急救命東京研修所教授）  
 長島 公之（公益社団法人日本医師会常任理事）  
 西 研（東京医科大学哲学教室教授）  
 橋爪 隆（東京大学大学院法学政治学研究科教授）  
 部会長 樋口 範雄（武蔵野大学法学部特任教授）  
 紅谷 浩之（オレンジホームケアクリニック理事長）  
 三浦 敏也（大阪市消防局救急部救急課長）  
 行岡 哲男（一般財団法人日本救急医療財団理事長）  
 （オブザーバー）  
 松岡 輝昌（厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室長）

平成30年度 救急業務のあり方  
に関する検討会のもとで検討

回数	開催日	主な議題
第1回 (WG)	平成30年5月30日	・救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への対応と現状について ・実態調査 概要(案)について
第2回 (WG)	平成30年6月28日	・救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への対応の現状について ・実態調査(案)について
第3回	平成30年9月5日	・実態調査の結果について ・論点(案)について
第4回	平成30年10月24日	・とりまとめの方向性(案)について
第5回	平成30年12月13日	・医療政策における在宅医療の位置付け ・とりまとめの方向性(案)について
第6回	令和元年2月14日	・全国老人福祉施設協議会について ・検討部会報告書(素案)
第7回	令和元年7月3日	・検討部会報告書

令和元年8月5日 第1回「救急業務のあり方に関する検討会」において、報告書の内容を報告。その後、消防庁HPでもアップ。

令和元年11月8日 消防庁より、報告書の要点を概説するとともに、心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数の調査や対応の手順等を定めた場合の消防庁への情報提供を求める通知を消防本部へ送付。

# 傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生に関する検討部会 報告書(概要)

## 1 背景

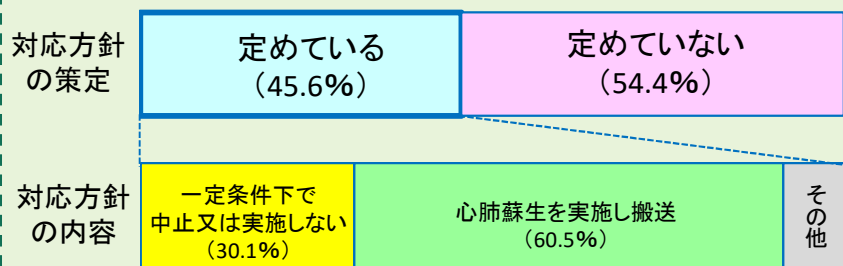
○近年、救急隊が心肺停止の傷病者の心肺蘇生を望んでいないと言われる事案の対応について、多くの消防本部で課題として認識されている。

## 2 実態調査

全国 728 の消防本部を対象に、

- 傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望まないと伝えられる事案の有無。
- 事案があった本部のうち対応の取り決めの有無。
- 対応方針の内容(心肺蘇生の実施 または 医師の指示等による中止)等について、調査を実施。

事案があった(又はあったと思われる)⇒616本部(約85%)



## 3 検討する上での基本的な認識

- 救急隊は救命を役割とし、事前に傷病者の意思が共有されていないなど、時間的、情動的制約がある中では、速やかな心肺蘇生の実施が基本。
- 一方で、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の考え方が広まりつつあり、今後、医療・ケアチームとの十分な話し合いを踏まえた本人の生き方・逝き方は尊重されていく方向。

## 4 検討・考察内容

### (1) 心肺蘇生の対応について

- 大阪市消防局では、傷病者の生命保護を最優先とし、心肺蘇生を継続して搬送。
- 広島市消防局や埼玉西部消防局では、かかりつけ医等と連絡し、心肺蘇生中止の指示が出たら、心肺蘇生を中止。

※ かかりつけ医等については、傷病者の人生の最終段階における医療ケアに携わっていれば、傷病者の状態や病状を評価し、医学的な観点と併せて、心肺蘇生中止の判断が可能と考える。

### (2) 救急隊の対応について

- 傷病者が心肺停止となった経緯や、心肺蘇生の中止等について話し合った関係者の範囲・内容、かかりつけ医との連絡の有無など、救急現場の状況は千差万別であり、救急隊の対応については十分な検討が必要。
- 心肺蘇生を中止している消防本部では、単にかかりつけ医等に連絡を取るだけではなく、必要に応じてオンラインMC医と相談しながら、状況に応じた丁寧な対応を行っていることに留意すべき。

### (3) 救急搬送について

- 心肺蘇生中止の際、救急隊の長時間待機が課題(医師の到着までに時間がかかる)。
- 心肺蘇生を実施しない、死亡確認等のためだけの搬送は、本来的には、在宅医療や高齢者施設において速やかに死亡診断を行う体制を整えることで、解消すべき課題。

### (4) 活動の事後検証等について

- 救急現場の状況や、救急隊の対応は多様であり、MC協議会において事後検証の対象とすることを検討すべき。

## 5 今後の対応

- 傷病者本人が心肺蘇生を望まない意思を示していたにもかかわらず、救急要請される事案について、集計している消防本部が一部にとどまるなど、実態が十分に明らかになったとは言いがたい。

- ▶ 各地域での検証を通じた、事案の集積による知見の蓄積が必要。
- ▶ 国民の意見の動向や人生の最終段階における医療・ケアに関する取組状況等を見極める必要。

将来的には、救急隊の対応の標準的な手順等について検討を進めていくべき。

# 検討部会の報告書を踏まえた対応

## 「平成30年度救急業務あり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について（令和元年11月8日付け消防救205号消防庁救急企画室長通知）

### <報告書の要点>

#### ①基本的な認識

- ・ 救急隊は救命を役割とし、心肺停止状態の傷病者については速やかに心肺蘇生を実施することを基本に活動している。
- ・ 一方で厚生労働省は、平成30年3月、ACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）の考え方を「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に盛り込むなど、本人の意思を尊重しながら、医療・介護従事者、家族等も参加して、生き方・逝き方を探る努力がなされている。
- ・ 救急現場等においても、時間的情報的な制約がある中ではあるが、医療・ケアチームとの十分な話し合いを踏まえた本人の生き方・逝き方は、尊重されていくものと考えられる。

#### ②現場での対応等

- ・ 救急現場等では、救急要請に至る経緯や、傷病者が心肺停止になった経過、傷病者と心肺蘇生の中止等について話し合った関係者の範囲、傷病者の意思等を記した書面の有無、書面がある場合には署名の有無など、千差万別な状況である。
- ・ 加えて、救急現場等は緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間的情報的な制約がある。

#### ③今後の方向性

- ・ 実態調査の結果、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案の実態が必ずしも十分に明らかになったとは言えないところであり、今後、事案の実態を更に明らかにしていくとともに、各地域での検証を通じた、事案の集積による、救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると考えられる。
- ・ 患者本人や家族等がどのような最後を迎えたいか考え、かかりつけ医等を要とする医療従事者、介護従事者とも話し合い、準備を進める、ACPIに取り組んでいくことが重要である。

### <今後、消防機関に求められること>

- 地域包括ケアシステムやACPIに関する議論の場への参画
- 救急隊の対応の検討等
  - ① 在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、メディカルコントロール協議会等における十分な議論
  - ② 具体的な対応件数の集計及びメディカルコントロール協議会における事後検証の検討

### <消防庁からのお願い>

- 心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数の調査に協力いただくこと（調査対象期間：平成31年1月1日～令和2年12月31日）
- 対応の手順等を定めた場合に消防庁へ情報提供いただくこと

# 心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数

「心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数調査」より

## (1) 調査概要

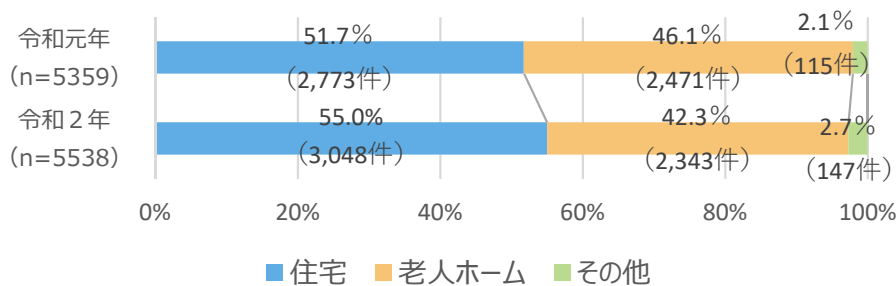
- 調査対象 全国の消防本部
- 報告対象調査期間 平成31年1月1日～令和2年12月31日

## (2) 調査結果

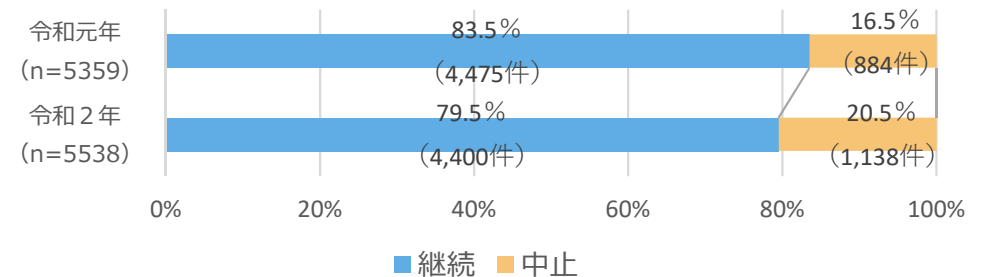
◎心肺蘇生を望まない傷病者に係る救急出動件数 5,538件(令和2年)、5,359件(令和元年)

- 発生場所別でみると、老人ホームで発生した事案の割合が減少している。
- 心肺蘇生の継続又は中止の別でみると、中止している事案の割合が増加している。
- 救急搬送の有無の別でみると、不搬送としている事案の割合が増加している。
- かかりつけ医への連絡の有無の別でみると、連絡がとれた事案の割合が増加している。

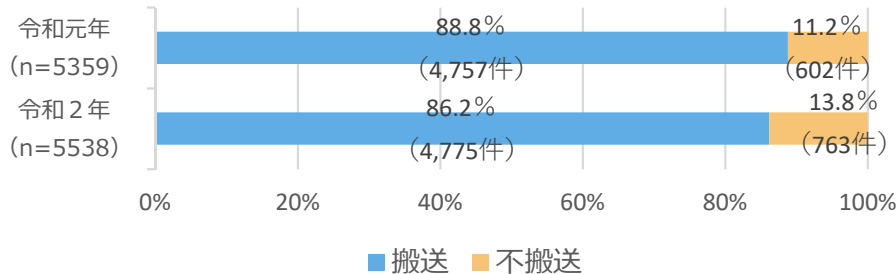
### ①発生場所



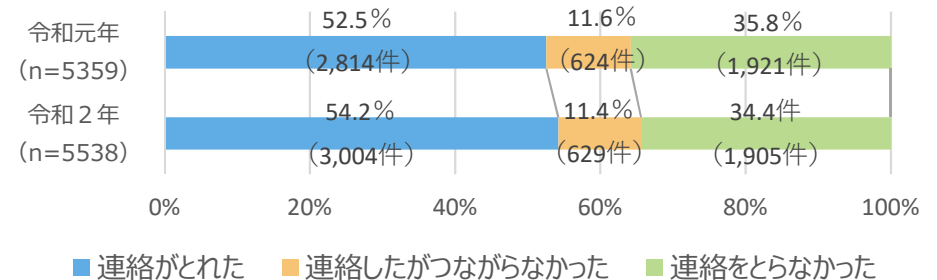
### ②心肺蘇生の継続又は中止



### ③救急搬送の有無



### ④かかりつけ医への連絡の有無



# 心肺蘇生を望まない傷病者への対応方針について

「救急業務体制の整備・充実に関する調査」より

## (1) 調査概要

○調査対象 全国の消防本部

○調査基準日 毎年8月1日

※救急業務体制の整備・充実に関する調査のうち、傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生に係る質問項目を抜粋

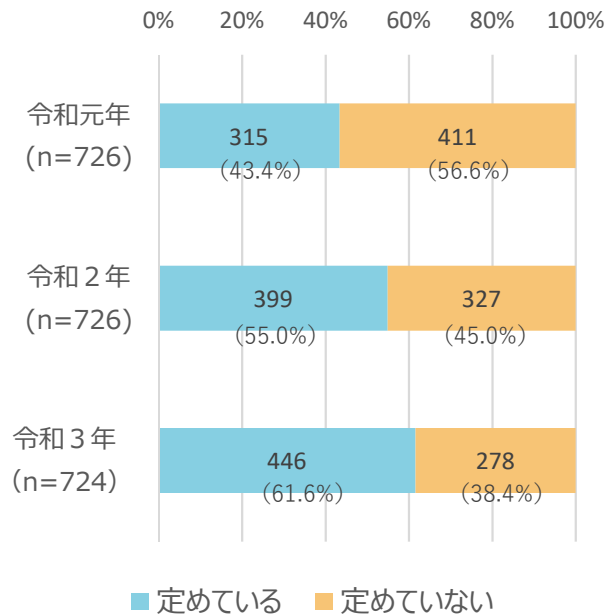
## (2) 調査結果

○対応方針を定めている消防本部は、2年間で131本部増加している。

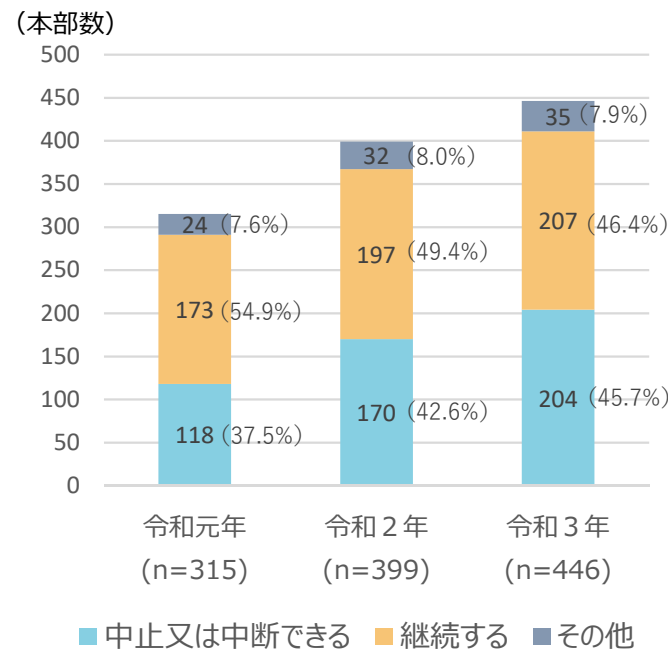
○定めている対応方針の内容が「心肺蘇生を中止又は中断できる」である消防本部は、2年間で86本部増加している。

○対応方針の策定を「県または地域MC協議会」で行った消防本部は、2年間で88本部増加している。

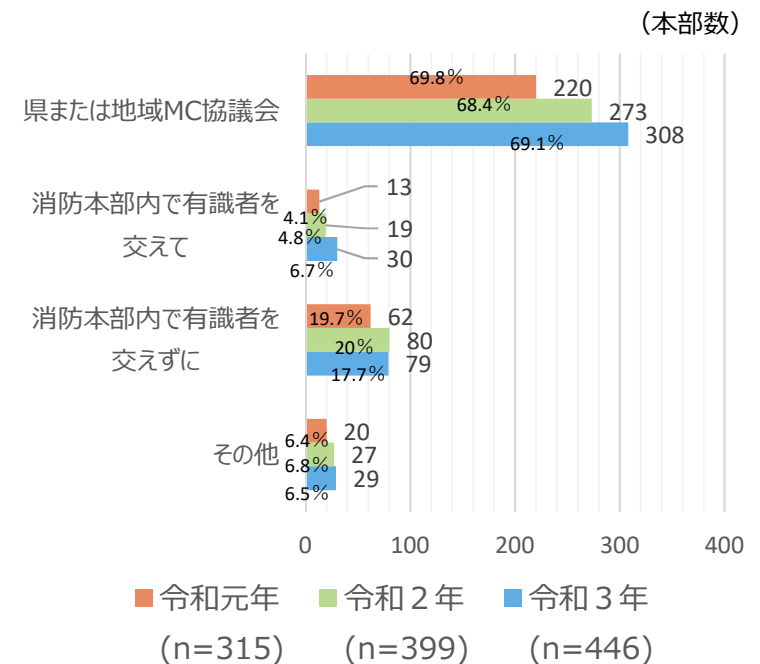
### ① 対応方針を定めているか



### ② 対応方針の内容について



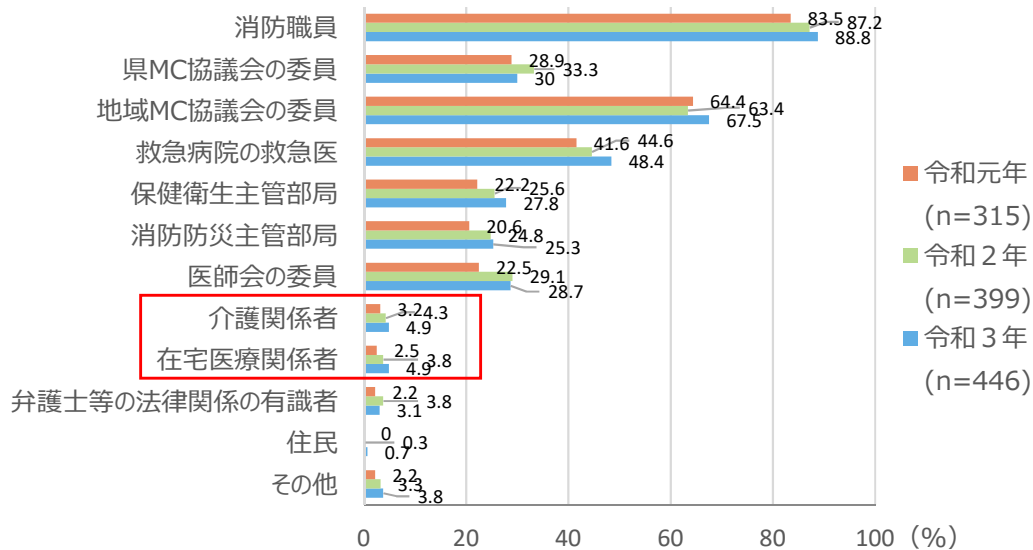
### ③ 策定の検討が行なわれた場



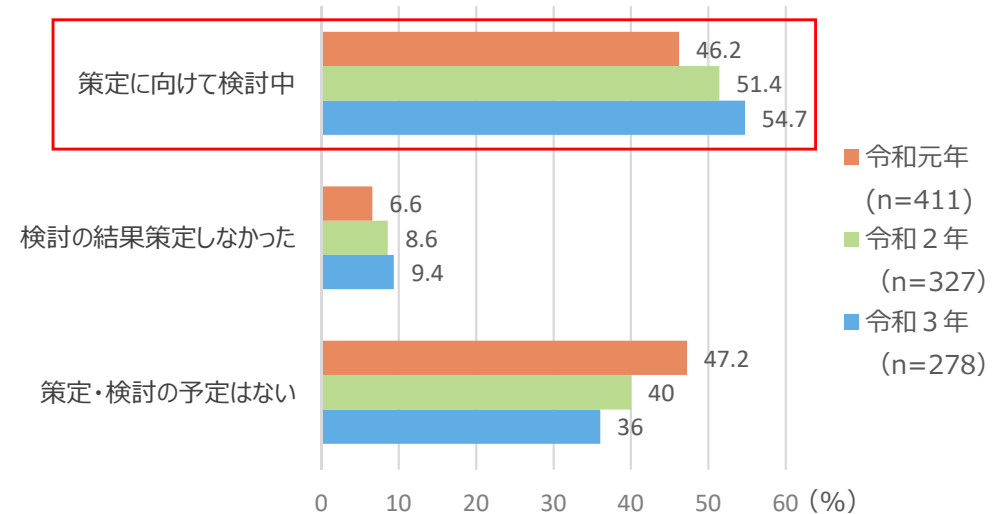
## (2) 調査結果(続き)

- 介護関係者、在宅医療関係者が対応方針策定の場に参加している割合は、徐々に増加しているものの、その水準は低い。
- 対応方針を定めていない消防本部のうち、「策定に向けて検討中」としている割合は増加している。
- 約8割の消防本部が、心肺蘇生を望まない傷病者に係る事案の事後検証を行っている。
- 事後検証を行う場合は、7割以上が「都道府県または地域MC協議会」である。

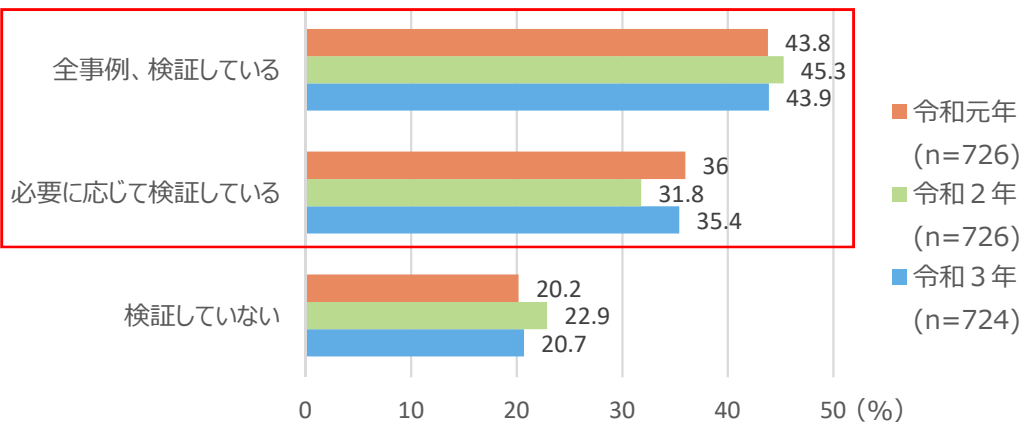
### ④「定めている」消防本部について 対応方針策定の場に参加したのはどのような職種か（複数回答）



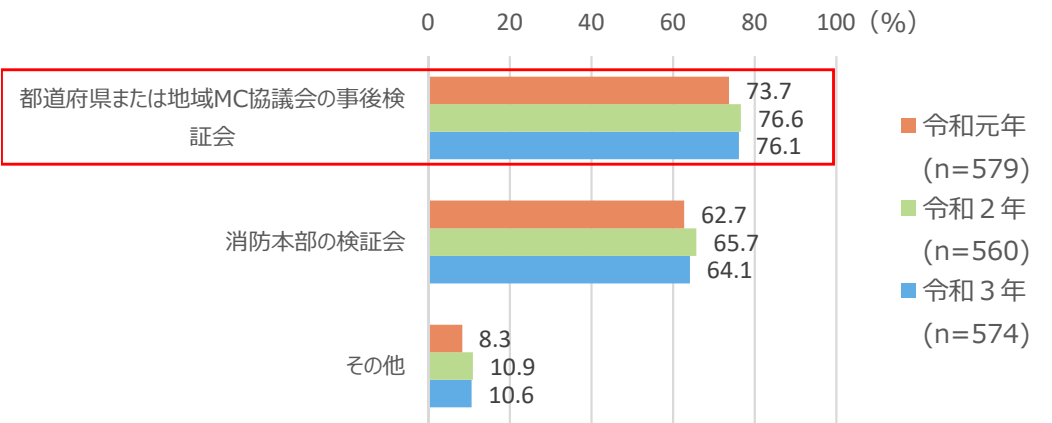
### ⑤「定めていない」消防本部について 方針策定の予定はあるか



### ⑥心肺蘇生を望まない傷病者に係る事案を事後検証の対象としているか



### ⑦事後検証を「全事例行っている」「必要に応じて行っている」消防本部について 事後検証を行う場（複数回答）



# 地域包括ケアシステムやACPに関する議論の場への消防機関の参加状況

「救急業務体制の整備・充実にに関する調査」より

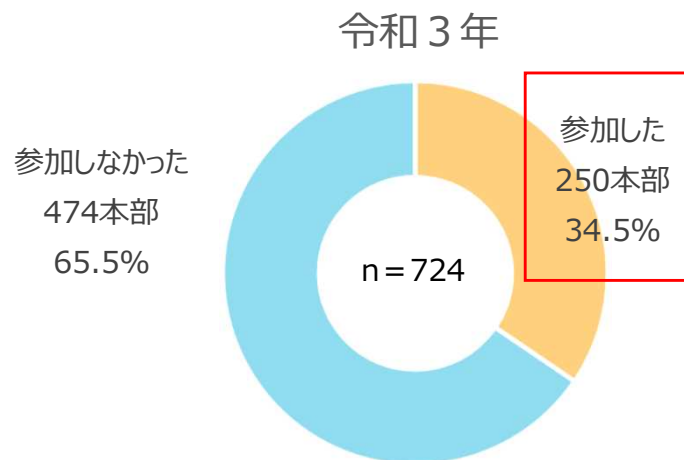
## 調査結果

- 地域包括ケアシステムやACPに関する議論の場に参加した消防本部は約35%
- 消防本部が参加した議論の場において、心肺蘇生を望まない傷病者に係る事案について議論されたのは約半数

※(参考)ACP(Advance Care Planning・愛称:人生会議)とは

人生の最終段階の治療、療養について、患者家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスであり、平成30年に厚生労働省が作成したガイドラインに盛り込まれた。

### ①地域包括ケアシステムやACPに関する議論の場に参加したか



### 左記の議論の場に「参加した」と回答した消防本部について ②消防本部が参加した議論の場で、心肺蘇生を望まない傷病者に係る事案について議論されたか

